

OCN モバイル ONE MUSIC カウントフリーの利用規約

実施 令和 4 年 7 月 1 日

更新 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(規約の制定と目的)

第 1 条 株式会社 N T T ドコモ（以下「当社」といいます）は、「OCN モバイル ONE MUSIC カウントフリー利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、これにより OCN モバイル ONE の MUSIC カウントフリー（以下、「本機能」といいます）を提供します。

(規約の公表)

第 1 条の 2 当社は、当社の W e b サイト (<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>) において、この規約を公表します。

(規約の遵守)

第 2 条 本規約に同意をした OCN モバイル ONE の契約者（以下、「契約者」といいます）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(規約の適用範囲)

第 3 条 本規約は契約者と当社との間の本機能に関する一切の関係に適用します。

(優先順位)

第 4 条 本機能の利用前提となる、OCN モバイル ONE サービスに関する契約は、当社の「IP 通信網サービス契約約款（O C N）」（以下、「OCN モバイル ONE 利用契約」といいます）が適用されます。本規約と OCN モバイル ONE 利用契約に齟齬があった場合は、本規約を優先するものとします。

(規約の変更)

第 5 条 当社は、本規約を変更（別紙 1 に定める MUSIC カウントフリー対象サービスの変更を含みます）することがあります。この場合には、本機能の提供条件は変更後の規約によります。なお当社の本規約の変更に契約者が同意しない場合、当社カスタマーズフロントに申し出ることにより、本契約を解約することができるものとします。

2 前項の変更は第 23 条に定める方法により契約者へ通知します。変更の効力の発生は同条に定める通りとします。

3 当社は、本規約の変更により本機能で利用する機器の改造または変更を要することとなる場合であっても、その改造または変更に必要な費用については負担しません。

(本機能の廃止)

第6条 当社は、当社の判断により本機能の一部または全部の廃止を行うことができるものとします。

2 当社は、本機能の一部または全部の変更または廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

3 第1項の規定により本サービスの一部を廃止する場合には第5条に定める方法によるものとし、全部を廃止しようとするときは、その3カ月前までに、第23条に定める方法によりあらかじめ契約者に通知するものとします。

(定義)

第7条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「OCN モバイル ONE」とは、当社の「5G」、「Xi」（クロッシィ）エリアおよびFOMAエリアに対応した当社が提供するモバイルデータ通信サービスをいいます。
2. 「本契約」とは、当社から本機能の提供を受けるための契約をいい、第12条にもとづき、契約者が行った本機能への申し込みを同条にもとづき当社が承諾することにより成立します。
3. 「MUSIC カウントフリー対象サービス」とは、当社が別紙1にて指定する通信先をいいます。
4. 「カウントフリー®」とは、当社指定通信先に対するモバイルアクセスに係るパケット数を、契約者のOCN モバイル ONE 契約におけるサービス1 暦日または1 の料金月の累計パケット数に算入しないことをいいます。
5. 「適用開始日」とは、毎週火曜日から毎週月曜日までを1 の申込期間とし、当該申込期間内に本契約が成立した場合、当該申込期間末日の次の水曜日のことをいいます。
6. 「識別子」とは、通信におけるIP アドレス・SNI・URL 等を指し、カウントフリー®対象サービスに係る通信であることを確認するために使用するものをいいます。

第2章 本機能について

(本機能の内容)

第8条 本規約にもとづき、契約者の当社が別紙1で指定する通信先に対するモバイルアクセスに係るパケット数は、契約者のOCN モバイル ONE 契約における1 暦日または1 の料金月の累計パケット数に算入しないものとします。

(本機能の提供期間)

第9条 当社は、本機能の適用開始日から本機能を提供するものとします。

2 前項の定めに関わらず、契約者がOCN モバイル ONE のコース変更を行った場合、変更適用月1日から3日の間、本機能の提供を停止いたします。

(当社による通信の参照)

第10条 本機能の提供のため、当社は契約者がOCN モバイル ONE にて行う通信のうち、必要最低限のデータ（IP アドレス、ポート番号、パケット内容のうちのヘッダの一部（テキスト、動画、画像などのデータを含まない部分）を指

します)を参照し、カウントフリー®対象サービスに係る通信であることを自動的機械的に識別します。契約者は当社による当該通信の参照につき、同意するものとします。

2 当社は前項により参照するデータを本機能の提供以外の目的に利用しません。

第3章 契約

(本機能の申し込み資格)

第11条 本機能の申し込みを行うことができるのは、OCN モバイル ONE 契約者のうち、次の各号のいずれかのコースを契約する者とします。

- 500MB/月(新コース)※
- 1GB/月(新コース)※
- 3GB/月(新コース)
- 6GB/月(新コース)
- 10GB/月(新コース)
- 20GB/月(新コース)
- 30GB/月(新コース)
- 110MB/日コース
- 170MB/日コース
- 3GB/月コース
- 6GB/月コース
- 10GB/月コース
- 20GB/月コース
- 30GB/月コース

※ 500MB/月(新コース)および1GB/月(新コース)は音声対応SIMの契約が必須となります。

(申し込みと承諾)

第12条 本機能の利用を希望する場合は、OCN モバイル ONE 利用契約および本規約に同意のうえ、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 前項の申し込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、そのほかの理由により著しく困難なとき
- (2) 本機能の申込者が当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用などの支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本機能の申込者が第17条(利用停止)1項各号のいずれかに該当するとき、または該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) そのほかの当社の業務に支障があるとき

4 当社は本契約の成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(届出事項の変更)

第 13 条 契約者は、利用申し込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社は責任を負わないものとします。

(当社が行う本規約の解除)

第 14 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、責任を負うことなく、本契約を解除することができます。

1. 契約者が OCN モバイル ONE 利用契約を解除したこと、またはそのほかの理由により当該利用契約が終了した場合
2. 本機能を提供する OCN モバイル ONE が利用停止となった場合
3. 契約者がコース変更などにより第 11 条に定める申し込み資格を喪失した場合

(契約者が行う本契約の解除)

第 15 条 契約者は、本契約を解約しようとするとき、当社カスタマーズフロントに申し出るものとします。当社は当該申し出のなされた日の属する月の翌々月 1 日までに解約手続きを行うものとします。

第 4 章 提供中止など

(提供中止)

第 16 条 当社は、次の場合には、本機能の全部または一部の提供を中止することがあります。

1. 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
2. MUSIC カウントフリー対象サービスの通信先および通信方式について、当社の予期せぬ変更があり提供が困難になった場合
3. 地震台風などの天災や戦争などの発生した場合であって、本機能の中止の必要があると当社が判断した場合

(利用停止)

第 17 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本機能の利用を停止することがあります。

1. 第 22 条（禁止事項）の規定に違反したと当社が認めた場合
2. OCN モバイル ONE に関する料金そのほかの債務を支払わない場合

3. 契約者が OCN モバイル ONE 利用契約を解除したこと、またはそのほかの理由により当該契約が終了した場合
 4. 本機能を提供する OCN モバイル ONE が利用停止となった場合
 5. 契約者がコース変更などにより第 11 条に定める申し込み資格を喪失した場合
 6. 一定時間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合
 7. 前各号のほか、本規約の規定に反する行為であって本機能に関する当社の業務の遂行または電気通信設備などに著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をした場合
- 2 当社は、前項の規定により本機能の利用を停止をする場合は、あらかじめその理由、利用を停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 5 章 料金など

（料金）

第 18 条 本機能の利用による追加費用の支出は要しません。

第 6 章 損害賠償など

（無保証）

第 19 条 当社は、本機能について、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本契約者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証も含め、保証を行いません。

（責任の制限）

第 20 条 当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、本機能の提供、変更、利用中止、利用停止若しくは廃止、本機能を通じて提供される情報などの流出若しくは消失など、またはそのほかの本機能に関連して発生した契約者または第三者の損害について、一切の責任を負わないものとします。但し、本機能に関する当社と契約者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。

2 前項但し書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為により契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わないものとします。

第 7 章 契約者情報の取扱

（プライバシーポリシー）

第 21 条 当社は、本規約に定めるほか、契約者に関する個人情報については、当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>）にもとづき取り扱います。

第8章 雑則

(禁止事項)

第22条 契約者は、本機能の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- 1.他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標登録など）そのほかの権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- 2.他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害するおそれのある行為
- 3.他人を誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 4.（詐欺、業務妨害などの）犯罪行為またはこれを誘発若しくは扇動する行為
- 5.コンピュータープログラムを用い MUSIC カウントフリー対象サービスに係る大量の通信を継続的に行うなどの、ほかの OCN モバイル ONE 契約者の帯域を継続的に圧迫する行為
- 6.本機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- 7.他人になりすまして本機能を利用する行為
- 8.有害なコンピュータープログラムなどを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- 9.当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為
- 10.その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為
- 11.そのほか、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

(通知)

第23条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- 1.当社の Web サイト (https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html) 上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 2.契約者が利用申し込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバーに到達した時または FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 3.契約者が利用申し込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 4.そのほか、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(準拠法)

第24条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(管轄裁判所)

第25条 契約者と当社との間で本機能に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 1 MUSIC カウントフリー対象サービス

1.MUSIC カウントフリー対象サービス

当社が指定するカウントフリー®対象となる通信先（以下「MUSIC カウントフリー対象サービス」といいます）は以下の通りです。

- (1) Amazon Music (<https://www.amazon.co.jp/amazonmusic>)
- (2) AWA (<https://awa.fm/>)
- (3) d ヒッツ (<https://selection.music.dmkt-sp.jp/>)
- (4) LINE MUSIC (<https://music.line.me/>)
- (5) Spotify (<https://www.spotify.com/jp/>)

2.MUSIC カウントフリー対象となる通信

上記 1（1）～（7）について、音楽データに係る通信をカウントフリー®の対象とします。

ただし、音楽データに係る通信以外の動画・画像などの通信は、カウントフリー®の対象とならない場合があります。

3.MUSIC カウントフリー対象とならない通信

- 1.アプリケーションの更新に伴う識別子の変更などの理由により、カウントフリー®の対象外になる場合があります。
- 2.対象サービスのアプリのダウンロードや更新による通信、公式アプリ・ブラウザによるもの以外のアプリなどからの通信、VPN やプロキシサーバーなどを介した通信は、カウントフリー®の対象外です。
- 3.当社は、当社の判断により MUSIC カウントフリー対象サービスの変更をすることがあります。
- 4.当社は、通信がカウントフリー®対象とならなかったことで契約者に発生するいかなる損害について、一切の責任を負いません。

附則 （令和4年6月15日 レパN第205号）

1 本利用規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT コム」といいます。）が次の表の左欄の利用規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN モバイル ONE MUSIC カウントフリー利用規約	OCN モバイル ONE MUSIC カウントフリー利用規約

3 旧規約によりNTT コムが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この規約実施前に、NTT コムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則 （令和4年7月19日 レパN第368号）

この改訂規約は、令和4年8月1日から実施します。

附則 （令和5年2月17日 レパN第1471号）

1 この改正規定は、令和5年3月31日から実施します。

2 この改正規定実施前にその事由が生じた本機能に関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年5月17日 レパN第009600000398-01号）

この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN モバイル ONE MUSIC カウントフリー利用規約	OCN モバイル ONE MUSIC カウントフリー利用規約

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年8月22日 O C N第 002384 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

附 則（令和6年2月26日 O C N第 009283 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年3月18日から実施します。

附 則（令和7年3月25日 O C X第 00762 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。